

## (仮称) 静岡市自治基本条例公開講座【第2回】

日 時 平成16年11月8日(月) 19:00~20:00  
場 所 静岡市立清水三保公民館  
出席市民 10名  
事務局 都築総務課長 山村行政改革推進室長 加藤主幹 中嶋主任主事  
内 容 中間案について説明した後、出席者と意見交換を行った。  
意見の内容は次のとおり

### 質疑等事務局と意見交換したご意見一覧

	市民の皆さんからのご意見	事務局の回答、意見等
1	(1) まちづくりは町内会が主体となっ て行ってきたが、この条例ではどう いう位置付けになるのか。今後も町 内会の要望があれば聞いてくれる のか？ (2) 前文に「自立した市民」とあるが、 市民の主体性を高める意味で「自 律」または「自戒」という言葉を補 足したらどうか。 (3) 外国人の問題は、人種に集約され ているのか。 (4) 住民投票の請求要件は、地域間の公 平を図るため、地域における人口比 を反映させたらどうか。	(1) 今後も引き続きまちづくりの主体 となる。町内会・自治会は人のつな がりの基本であると認識している。 これからも要望や提案などは大切 に受け止めていきたい。 (2) ご提言として受け止め、今後法規担 当課等と検討する。 (3) 様々な立場の市民を平等に扱うこ とがこの条例の精神なので、第26 条で永住外国人にも住民投票の請 求権を与えている。 (4) 住民投票に諮る事案の内容により 投票要件も変わってくる。事案に適 した内容を盛り込んだ条例案を、市 民の皆さんから提案して欲しい。
2	この自治基本条例の制定にあたり、既存 の条例の見直しはやるのか。	条例はもちろん、附属機関に関する指針 などについても、この条例の精神を踏ま えた見直しを行っていく。
3	従来市民意見を取り入れるため井戸端 会議が行われていたが、これからもそ ういった小さな意見も取り入れてくれる のか？	第21条で市民意見の聴取について規定 しているが、この原則に限らず、市民の 皆さんからのご意見は積極的に取り入 れるようにしたい。

第2回公開講座におけるご意見数 計3件